

## 固定資産税・都市計画税課税明細書の電子データによる提供に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、納税者サービスの一環として、固定資産税・都市計画税の課税対象資産を多数所有する納税義務者に対する地方税法（昭和25年法第226号。）第364条第3項に規定する「課税明細書」の電子データによる提供の実施にあたり必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 課税明細書を電子データにより提供する対象者は、浜松市内において課税明細書に記載されている土地・家屋を合計200件以上所有し、電子データ化した課税明細書（以下「課税明細書データ」という。）の受領を希望する納税義務者とする。

(申込手続)

第3条 前条に該当する納税義務者は、浜松市財務部資産税課（以下「資産税課」という。）に「電子データによる課税明細書提供・交付申込書」（別紙）（以下「申込書」という。）及び課税明細書データを記録する電子媒体（未開封のCD-Rディスク又はDVD-Rディスクで、フォーマットがwindowsのものに限る。以下同じ。）を提出することとする。ただし、納税義務者からの委任状を持参した代理人等、納税義務者に代わり申込等を行うことができる者（以下「代理人等」という。）が申込書を提出することも可能とする。納税義務者が法人である場合、申込書又は委任状に当該法人の代表者印を押印することとする。

2 資産税課は、申込書の受付時に納税義務者の本人確認を行う。代理人等が提出した場合は、代理人等の本人確認及び資格確認を行う。納税義務者が法人である場合、代表者が申込書を提出するときには、代表者の本人確認を行う。なお、この要綱における「本人確認」及び「資格確認」とは、浜松市税務証明事務取扱要綱で定める市税に関する証明等申請時の本人確認及び資格確認と同程度のものをいう。

3 申込書を提出する納税義務者又は代理人等（以下「申込者」という。）は、氏名変更・商号変更・合併等のため、申込時の納税義務者氏名・名称と受領を希望する課税明細書に係る納税義務者氏名・名称が異なる場合、住民票の写し若しくは商業登記簿謄本又は課税明細書に記載された土地・家屋を現に所有する者であることを確認できる合併契約書等（写しでも可）を提出する。また、備考欄に氏名変更・商号変更・合併等を記載する。

4 申込者は、課税明細書データを記録した電子媒体の提供を郵送等で希望する場合は、申込時に前3項に掲げるものに加え、郵送するための封筒（切手及び送付時の電子媒体破損防止のための梱包に必要なものを含む。）等を提出する。

5 資産税課は、申込書に記載された納税義務者が、第2条の要件に該当しない場合、申込者にその旨を連絡し、申込書を返却する。

(受付期間)

第4条 資産税課は、申込書の提出を、課税明細書データの受領を希望する年度の4月1日から固定資産税・都市計画税第1期納期限（土・日、休祝日を除く。郵送等の場合は必着。）までの間で受け付ける。

(提供する課税明細書データ)

第5条 提供する課税明細書データは、申込書に記載された納税義務者に係る現年度分の課税明細書に記載された土地・家屋に関する事項とする。なお、申込書に記載のないものについては、電子データによる提供は行わない。

2 提供する課税明細書データは、資産税課の処理日時点での課税明細書に記載された事項となり、現年度分の賦課決定（以下「当初賦課」という。）後、更正決定がなされていた場合は、更正後の事項となる。

(データ形式等)

第6条 提供する課税明細書データはCSVファイル形式とする。

2 電子媒体に課税明細書データを記録する際に使用する文字コードはUTF16、改行コードはCR+LFとする。

3 セキュリティ対策として、ファイルにパスワードを設定する。パスワードは、申込書に記載されているメールアドレス宛に電子メールにより通知する。

(提供時期)

第7条 課税明細書データの提供は、当初賦課納税通知書の送付日以降の資産税課が指定する期間に行う。郵送等の場合は、当初賦課納税通知書の送付日以降、資産税課が用意でき次第、送付する。

(提供方法)

第8条 資産税課は、申込者が提出した電子媒体に課税明細書データを記録し、資産税課にて、直接納税義務者又は代理人等に提供する。その際、本人確認を第3条第2項に準じて行う。

2 提供を郵送等で行う場合は、原則として送付日時点における固定資産税・都市計画税納税通知書の送付先に送付する。

3 資産税課の瑕疵により課税明細書データが棄損している場合を除き、資産税課は、課税明細書データの再提供は行わない。

(電子媒体等の紛失等)

第9条 資産税課による課税明細書データの提供後、課税明細書データを受領した納税義務者又は代理人等による電子媒体の紛失、課税明細書データ内容の第三者への流出等に対しては、浜松市は責任を負わない。

(周知方法)

第10条 浜松市ホームページにより本制度を周知する。

(その他)

第11条 課税明細書データの提供にあたっては、手数料等は徴収しない。

(適用年度)

第12条 令和8年度固定資産税・都市計画税から適用する。

附則

この要綱は、令和8年2月1日から施行し、令和8年度固定資産税・都市計画税から適用する

# 電子データによる課税明細書提供・交付申込書

(宛先) 浜松市財務部資産税課

「固定資産税・都市計画税課税明細書の電子データによる提供に関する実施要綱」の各条項に同意のうえ、下記の納税義務者に係る電子データ化された固定資産税・都市計画税課税明細書の提供・交付を申し込みます。

申込日	年 月 日	太枠の中を記入(□はレ点)してください。	
① 申込者	住所		
	氏名		
	生年月日	大正・昭和・平成・西暦	年 月 日
	電話番号	( ) -	※平日の昼間に連絡の取れる電話番号
	メールアドレス	※パスワードの通知に使用します。	
② どの年度の課税明細書が必要ですか	<b>○代理人等の方が申請するには委任状が必要です。</b>		
	住所又は所在地	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ	必要な賦課区 <input type="checkbox"/> 中央区 <input type="checkbox"/> 浜名区 <input type="checkbox"/> 天竜区 備考
	氏名又は名称	※法人の場合は委任状等を添付するか、代表者印を押印してください。	
	法人番号	※法人の場合に記載してください。	
	住所又は所在地	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ	必要な賦課区 <input type="checkbox"/> 中央区 <input type="checkbox"/> 浜名区 <input type="checkbox"/> 天竜区 備考
	氏名又は名称	※法人の場合は委任状等を添付するか、代表者印を押印してください。	
	法人番号	※法人の場合に記載してください。	
	住所又は所在地	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ	必要な賦課区 <input type="checkbox"/> 中央区 <input type="checkbox"/> 浜名区 <input type="checkbox"/> 天竜区 備考
	氏名又は名称	※法人の場合は委任状等を添付するか、代表者印を押印してください。	
	法人番号	※法人の場合に記載してください。	

- ※ 浜松市内において課税明細書に記載されている土地・家屋を**合計200件以上**所有する方が対象となります。
- ※ 申込期間は、電子データの受領を希望する年度の4月1日から第1期納期限まで(土・日、休祝日を除く)です。
- ※ 郵送申込の場合は、CD-R等の電子媒体が破損しないように梱包し、電子媒体を返送するための封筒等も同様のものをご用意ください。
- ※ 申込書に記載のない電子データについては、提供の対象となりませんのでご注意ください。

< 申込場所 > 浜松市財務部資産税課  
 〒430-0948 浜松市中央区元目町120-1 元目分庁舎3F  
 < 手数料 > 無料

◆ 以下は記入しないでください。

受付日	受付者	交付者	本人確認書類	申込方法
			個力・免・保/診・在カ 資・補・事・他( )	窓口・郵送
処 理 番 号				